

訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)
運営規程

平成 28 年 11 月 1 日施行

令和 8 年 7 月 1 日改訂

医療法人社団 東光会

カルナ五反田クリニック

訪問リハビリテーション カルナ五反田

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

第1条

医療法人社団東光会が開設する訪問リハビリテーションカルナ五反田（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

【事業の目的】

第2条

要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第3条

1. 事業所の従事者は要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法士、作業療法士、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
3. 指定訪問リハビリテーション等を実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

【事業所の名称及び所在地】

第4条

名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：医療法人社団東光会 訪問リハビリテーションカルナ五反田
- (2) 所在地：東京都品川区西五反田 3-10-9

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第5条

指定訪問リハビリテーション等の従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) サービス提供責任者：1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従事者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

【営業日及び営業時間】

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

休業日：土曜、日曜日、祝祭日 12月31日から1月3日

(2) 営業時間：午前9時から午後5時30分までとする。

【指定訪問リハビリテーション等の内容】

第7条

指定訪問リハビリテーション等は、当事業所の常勤医師の指示に基づき、利用者の心身の機能回復を図るリハビリテーション目標及び具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成する。その計画に沿って理学療法士等がリハビリテーションを実施し、実施状況を医師へ報告するものとする。

コメントの追加 [T1]: 文章の修正

【利用料等その他費用について】

第8条

指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料金は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである場合は、その1割とする。

【通常の事業の実施地域】

第9条

通常の事業の実施地域は次の通りとする。

- | | | | |
|-----|----------------------------|-------------|--------------|
| 品川区 | ・西五反田 1～8 丁目 | ・荏原 1～3 丁目 | ・東五反田 1～5 丁目 |
| | ・平塚 1～3 丁目 | ・小山 1～3 丁目 | ・大崎 1～5 丁目 |
| | ・戸越 1～4 丁目 | ・上大崎 1～4 丁目 | ・小山台 1～2 丁目 |
| | ・西品川 2～3 丁目 | ・北品川 4～6 丁目 | ・豊町 1～2 丁目 |
| 目黒区 | ・下目黒 1～6 丁目 | | |
| 大田区 | ・北馬込 1～2 丁目 ・上池台 1～2 丁目 | | |
| 港区 | ・高輪 1 丁目 | | |

コメントの追加 [T2]: 項目追加

【相談・苦情処理】

第10条

1. 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
2. 提供した指定訪問リハビリテーション等に関して、市区町村から文書の提出又は物件の提示を求められた場合、あるいは市区町村の職員による質問又は照会があった場合には、これに応じるものとする。また、市区町村が実施する調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、その内容に従って必要な改善を行うものとする。
3. 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
4. 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するよう努める。

コメントの追加 [T3]: 文書の修正

【事故発生時の対応】

第11条

1. 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しその完結の日から2年間保存する。
3. 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

【個人情報の保護】

第 12 条

利用者またはそのご家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

【非常災害、感染症対策】

第 13 条

1. 非常災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え地域の関係機関と連携を図り、定期的に年 2 回以上の訓練を行う。
3. 事業継続計画（BCP）について
 - (1) 感染症や非常災害の発生時において護保険サービスの提供を継続的に実施する為に、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
 - (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - (3) 年に 1 回程度、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
4. 大規模災害時のサービスの継続可否について
感染症の発生や大規模な自然災害（地震、台風、大雨等）や、交通災害（道路の破損、工事等）が発生した場合、職員が不足し通常運営ができなくなる可能性がある。有事においては状況に応じてサービスを一時中止する場合がある。その場合、当該事業継続計画（BCP）に従って必要な措置を講じる。
5. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等に取り組む。

【ハラスメント対策】

第 14 条

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組む。事業者としてハラスメント防止を従業員に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等積極的に取り組む。従業員から利用者及び家族等に対してのハラスメント、並びに、利用者及び家族等から従業員に対してのカスタマーハラスメント（身体的暴力や精神的暴力）やセクシャルハラスメントと判断する事案があった場合、事業所で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応する。事案によっては、契約解除などの措置を講じる。

【虐待の防止について】

第 15 条

利用者等の人権の擁護・虐待の防止を目的として、従業員への啓発を図るための委員会の開催や指針の整備、研修の実施等を積極的に行う。

コメントの追加 [T4]: 文書修正

【身体拘束について】

第 16 条

原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合や、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合は、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行う。その場、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行う。事業者として、身体拘束をなくしていくため委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を積極的に行う。

【その他運営に関する重要事項】

第 17 条

1. 当事業者は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族に秘密を保持する。
3. 従業員であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するようにするため、従業員でなくなった後においても秘密を保持すべきことを雇用契約書に明記する。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団東光会訪問リハビリテーションカルナ五反田が定めるものとする。

コメントの追加 [T5]: 文章の修正